

保険診療及び自由診療について

昨今、公的医療保険を利用せずに全額自己負担となる自由診療として、保険適用外の治療を提供される医療機関が増えてきております。患者さんにおかれましては、その治療にかかる費用や期待される効果、リスクなどについて十分な説明を受けられた上で、納得して治療を選択されることが重要と考えます。

京都府立医科大学附属病院では、公的保険診療機関として医療を提供する際、国民健康保険法や健康保険法に基づき、科学的根拠に基づいた標準的な診療を原則とし、患者さんには必要な情報をご提供し、十分な説明の上、ご理解とご同意のもとで診療を進めています。

患者さんには、安全で最適と考えられる治療を選択していただけるようご支援するとともに、最適な治療の選択を頂きますことを心より願っております。

令和6年12月

京都府立医科大学附属病院長